

記録

幼稚園に入園を希望する幼児の

取扱について

このたび別紙のように「幼稚園に入園を希望する幼児の取扱について」の通達が、文部省初等中等教育局長からだされたが、その趣旨はつぎの二点にある。

1、幼稚園に入園を希望する幼児は、すべて入園させたいが、現状では、入園を希望する幼児を、すべて入園させることは施設の不足等からとうていできない。

したがつて、その入園者は、希望者の中から、当然せんこうすることとなるが、その場合、各幼稚園にも種々の事情はあるが、一人でも多く幼稚園教育を受けさせる機会を与えるという立場から、当分一年保育の幼児を優先的に入園させ、二年、三年保育の幼児は、施設に余裕のある場合に入園させてほしいとの意味である。

このことは、幼児期に、幼稚園教育を少しでも受けさせておくことは是非必要であるが、現状では、それが不可能であるから、現状において、もつとも多くの幼児に幼稚園教育を受けさせる方法としてとつた措置である。

2、幼児教育振興のためには、施設の施設増加はもちろん望ましいことであるが、現在のような経済状態では、急にそのようなことも困難と思われるので、各地方地方の実情に応じて、現在できる範囲で、入園を希望する幼児をすべて入園させることができるように、研究してほしいとの意味である。

その方法としては

- (1) 小学校や中学校あるいは女子高等学校の教室を活用する。
- (2) 右の他の施設で活用できるものを利用する。
- (3) 現在の施設を最大限に活用して、二部保育を行う。ただしこの場合は職員の組織を考える必要がある。

写

文初第一三三號

昭和二十六年二月二十日

各 都道府県教育委員会
都道府県知事 殿

文部省初等中等教育局長

辻 田 力

幼稚園に入園を希望する幼児の取扱について（通達）

幼稚園に入園を希望する幼児は、近年いちじるしく増加してきていますが、現状では、施設その他の事情から、その希望する幼児をことごとく入園させることは、はなはだ困難であると思われる。

さしあたり、今後幼稚園に入園を希望する幼児の取扱については、幼稚園教育の重要性にかんがみ、なるべく多くの幼児に、小学校入学前一年間の幼稚園教育の機会が、与えられるよう格段の御配慮を願います。

なお地方の実情に応じて、二部保育や適当な空施設の利用等の方法も考えられますので、じうぶん御研究の上幼児教育の発展が期せられるよう御指導願います。

幼稚園教員養成学校の新設

1、短期大學

昭和二十六年新設の幼稚園教員養成を目的とする短期大學として、左の学校が認可された。

東京 宝仙学園短期大學

保育科 三〇名

(旧中野高等保育学校)

東京都中野区宮前町四八

2、文部大臣指定の養成機関

教育職員免許法第五条によつて、幼稚園教員を養成するところのできる施設は、幼稚園教員養成コースを持つ大学か、あるいは文部大臣の指定する幼稚園教員養成機関でないと許されないようになったが、(別表第一備考二)

その第一回の指定として左の学校が認可された。なおこの認可は昭和二十五年度からである。

東京 東京高等保育学校

四〇名

品川区西品川五丁目一〇〇二

東京保育専修学校

五〇名

杉並区高円寺三の二九八

竹早教員養成所

一五〇名

文京区竹早町(東京学芸大学竹早分校内)

玉成高等保育学校

四〇名

杉並区大宮前五の二八八

聖徳学園高等保育学校

五〇名

港区芝通新町一三

中野高等保育学校

四〇名

中野区宮前町四八

東京保育伝習所

一〇〇名

文京区原町一〇一

愛知 柳城女子学院

一〇〇名

(名古屋市中区和区山脇町三の二四)